

環境の保全と創造に関する条例(平成7年7月18日条例第28号)

最終改正:令和元年10月7日条例第13号

改正内容:令和元年10月7日条例第13号

○環境の保全と創造に関する条例

平成7年7月18日条例第28号

改正

平成10年12月21日条例第47号

平成13年3月28日条例第12号

平成13年12月20日条例第53号

平成14年3月27日条例第17号

平成14年6月14日条例第43号

平成15年3月17日条例第20号

平成15年10月10日条例第62号

平成16年10月8日条例第52号

平成18年3月24日条例第28号

平成22年3月19日条例第20号

平成23年3月17日条例第17号

平成26年3月20日条例第19号

平成26年6月12日条例第31号

平成27年6月26日条例第33号

平成28年3月23日条例第30号

令和元年10月7日条例第13号

環境の保全と創造に関する条例をここに公布する。

環境の保全と創造に関する条例

目次

前文

第1章 総則

第1節 通則(第1条—第5条)

第2節 環境基本計画(第6条・第7条)

第2章 環境適合型社会の形成

第1節 参画及び協働による環境適合型社会の形成(第8条)

第2節 環境適合型社会の形成のための基本的施策等(第9条—第17条)

第3節 環境適合型社会の形成のための環境の管理(第18条—第21条)

第3章 公害の防止等

第1節 公害の防止等に関する施策の推進(第22条)

第2節 地域の快適な生活環境の確保等(第23条—第33条)

第3節 ばい煙等の排出等の規制(第34条—第66条)

第4節 自動車公害の防止(第67条—第73条)

第5節 資源の循環的な利用の促進(第74条—第83条)

第6節 流域水環境保全創造指針(第84条・第85条)

第4章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全に関する施策の推進(第86条)

第2節 自然環境の保全のための指導等(第87条・第88条)

第3節 自然環境保全地域(第89条—第94条の5)

第4節 環境緑地保全地域(第95条—第99条)

第5節 自然海浜保全地区(第100条—第102条)

第6節 指定野生動植物種の保存(第103条—第108条)

第7節 土石の採取等(第108条の2—第111条)

第8節 郷土記念物(第112条—第115条)

第5章 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

第1節 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する施策の推進(第116条)

第2節 緑化の推進(第116条の2—第118条の3)

第2節の2 建築物環境性能評価(第118条の4—第118条の10)

第3節 公共施設の修景(第119条)

第4節 環境美化の促進(第120条—第131条)

第5節 ふるさとの緑等の保存(第132条—第137条)

第6節 良好な景観の形成(第138条)

第7節 自然とふれあえる場の創造(第139条)

第8節 野生生物の生息が可能な環境の創造(第140条)

第6章 豊かで美しい瀬戸内海の再生

第1節	豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施等（第140条の2—第140条の4）
第2節	瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理（第140条の5）
第7章	地球環境の保全等
第1節	地球環境の保全等に関する施策の推進（第141条）
第2節	地球の温暖化の防止（第142条—第143条の2）
第3節	オゾン層の保護（第144条—第148条）
第8章	雑則（第149条—第158条）
第9章	罰則（第159条—第166条）
附則	

人類は、誕生以来、自然の生み出す果実を享受し、文明を築きあげてきた。自然の恵み豊かな環境は、人類の生存の基盤であり、経済、文化等の発展のよりどころである。私たちの住む兵庫は、北は日本海、南は太平洋を臨む広大な県土を有し、変化に富んだ気候や風土が醸成した豊かで多様な自然と文化に恵まれ、長い歴史と伝統に支えられて、今日の繁栄を築きあげてきた。その繁栄をもたらした兵庫の環境は、先人から受け継いだ貴重な財産であって、これを子孫に継承することは、私たちの重大な責務であり、兵庫県では、これまで、公害の防止絶滅、自然環境の保全、快適な環境の創造等に努めてきた。ところが、経済の成長のもとに、利便性や効率性が追求され、大量の生産、消費及び廃棄を伴う社会経済活動の様式が定着した結果、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が著しく増大したことにより、人の健康、生活環境の健全性、自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じ、一方では、自然とのふれあいや心の安らぐ環境への人々の欲求も増大している。また、地球的規模で見ると、温暖化、オゾン層の破壊等の深刻な環境問題が顕在化してきており、それと表裏をなす資源、エネルギー、人口、食糧等をめぐる困難な問題と併せ、人類はその発展の歴史的な岐路に立たされているともいえる。折しも発生した阪神・淡路大震災は、私たちに自然への畏敬の念を失ってはならないという戒めを与えるとともに、人と人との協力の重要性和それがもたらす成果の大きさを示した。いまこそ、私たちは、環境の恵沢を県民の権利として享受するとともに、その恵沢を将来の世代に継承するために、環境の有限性を認識し、人と自然、人と人との共生のきずなを強め、人と環境が適正な調和を保つことで将来の世代や他の生物の生存を保障する社会の実現を目指して、日常生活や事業活動を自ら環境に配慮したものに改め、それを通じて、社会のあり方を環境に適合した持続的発展が可能なものに変革していかなければならない。このような認識に基づき、社会の構成員すべての参画と協働による環境適合型社会の形成を基調として、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するための兵庫の環境特性を踏まえた施策を、県民の総意として、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 通則

（定義）

第1条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭（以下「大気汚染等」という。）によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

3 この条例において「再生資源」とは、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給若しくは土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（以下「副産物」という。）のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

（県の責務）

第2条 県は、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある美しい環境の創造（以下「環境の保全と創造」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する環境の保全と創造に関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第3条 市町は、当該市町の区域の自然的社会的諸条件に応じた環境の保全と創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水（廃液を含む。以下同じ。）、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、工場等（工場、事業所等事業を行う場所をいう。以下同じ。）の緑化、ごみの散乱の防止等に必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第6条 知事は、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、その基本的な事項について、あらかじめ、兵庫県環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画と他の計画との整合等)

第7条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を定めるに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 県は、環境の保全と創造に関する施策について総合的に調整するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

第2章 環境適合型社会の形成

第1節 参画及び協働による環境適合型社会の形成

第8条 県、市町、事業者及び県民は、公平な役割分担のもとに、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、参画及び協働による環境適合型社会の形成を図るものとする。

第2節 環境適合型社会の形成のための基本的施策等

(環境に関する学習の推進等)

第9条 事業者及び県民は、環境についての理解を深めるとともに、環境の保全と創造に関する活動を行う意欲を増進するため、自ら環境についての学習に主体的に取り組むとともに、工場等及び家庭において、環境についての教育を行うように努めなければならない。

2 県は、環境に関する学習及び教育の振興並びに環境に関する広報活動に努めるとともに、人材の育成その他の必要な措置を講ずることによって、事業者及び県民の環境についての学習及び教育の支援を図るものとする。

(事業者等の自発的な活動の促進)

第10条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体の自発的な環境の保全と創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第11条 県は、環境の保全と創造に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者による情報の公開)

第12条 事業者は、環境の保全と創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報その他の事業活動に係る環境の管理に関する情報を公開するように努めなければならない。

2 知事は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、前項に定める情報の公開を求めることができる。

3 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定により情報の公開を求めた事業者に対し、公開の状況等について報告を求めることができる。

(調査の実施)

第13条 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(情報管理体制の整備)

第14条 県は、環境の保全と創造に関する施策を迅速かつ効果的に行うため、科学的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の研究開発及び普及)

第15条 県は、環境の保全と創造に資する科学技術を研究開発し、及びその成果の普及に努めるものとする。
2 事業者は、環境の保全と創造に資する科学技術を研究開発し、又は事業活動に伴う環境への負荷の低減を図る上で優れた科学技術の導入に努めなければならない。
3 県民は、環境の保全と創造に資する科学技術についての理解を深め、当該科学技術の普及に協力するように努めなければならない。

(施設の整備等)

第16条 県は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、公園、緑地その他の環境の保全と創造に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全と創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、工場等の設置に当たっては、当該工場等の周辺における生活環境を確保するための緩衝地帯その他の環境の保全と創造に資する施設の整備に努めなければならない。

3 県民は、住宅の新築等に当たっては、環境の保全と創造に資するように努めなければならない。

(経済的措置等)

第17条 県は、事業者又は県民がその活動に係る環境への負荷の低減のために施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民にこれらの者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、事業者又は県民が自らその活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、これらの者に対し、適正かつ公平な経済的負担を課す措置について調査研究し、当該措置を講ずることが必要であると認めるときは、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3節 環境適合型社会の形成のための環境の管理

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第18条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全と創造について配慮するものとする。

(環境影響評価)

第19条 県は、土地の形質の変更、工作物の新築等の事業を行う事業者が、当該事業の実施に当たり当該事業に係る環境への影響について、あらかじめ、適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全と創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の自主的な環境の管理)

第20条 事業者は、自らその事業活動に係る環境の管理のための計画を策定し、当該計画の達成に努めるとともに、達成の状況等について検証するように努めなければならない。

(日常生活に伴う環境への負荷の検証)

第21条 県民は、日常生活に伴う環境への負荷を低減する等生活様式を環境に配慮したものに改善するため、自ら日常生活に伴う環境への負荷の状況について検証するように努めなければならない。

第3章 公害の防止等

第1節 公害の防止等に関する施策の推進

第22条 県は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等(ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。)の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

第2節 地域の快適な生活環境の確保等

(事業者による監視)

第23条 事業者は、その管理に係るばい煙等の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(事業者による地域の快適な生活環境の確保等)

第24条 事業者は、その事業活動により発生させるばい煙等の量等がこの条例の規定に適合する場合においても、地域の快適な生活環境を確保するため、当該量等の減少に努めなければならない。

2 事業者は、公害以外の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障についても、その事業活動によりこれを発生させないように努めなければならない。

(監視、調査及び公表)

第25条 県は、大気汚染等の状況を常時監視するとともに、ばい煙等の発生源、発生原因及び発生状況について必要な調査を行い、当該監視及び調査の結果明らかになった大気汚染等の状況を公表するものとする。

(医療施設の整備等)

第26条 県は、公害に係る健康障害に対する医療施設の整備等について必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公害が県民の健康に及ぼす影響について調査し、公害に係る健康被害に関する救済制度の円滑な実施に努めるものとする。

(公害以外の環境の保全上の支障の防止)

第27条 県は、公害以外の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障についても、これを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(関係市町長等との相互協力)

第28条 知事は、公害に関する苦情について、住民の相談に応じ、関係市町長又は関係行政機関の長と協力してその適切な処理に努めるものとする。

第29条 知事は、市町長から、ばい煙等の排出、発生又は飛散により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとして、その状況について通報があった場合には、必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を当該市町長に通知するものとする。

第30条 知事は、公害を防止するために必要があると認めるときは、関係市町長又は関係行政機関の長に対し、資料の送付その他の協力を求め、又は意見を述べることができる。

2 知事は、広域的な公害を防止するために必要があると認めるときは、その発生原因及び発生状況についての監視、調査等について、関係府県知事又は関係行政機関の長に協力を求めるとともに、これらの者からの協力の求めに応ずるものとする。

(事業者に対する援助)

第31条 県は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置又は改善につき、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。この場合において、中小企業者に対しては、特に配慮するものとする。

(県民の通報)

第32条 県民は、公害の発生状況等について、知事又は関係市町長に通報しなければならない。

(環境基準)

第33条 知事は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが必要な基準(以下「環境基準」という。)を定めるものとする。

2 知事は、環境基準について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

3 知事は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるように努めるものとする。

4 知事は、第1項の規定により環境基準を定めようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

5 知事は、第1項の規定により環境基準を定めるときは、当該環境基準を告示するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第3節 ばい煙等の排出等の規制

(規制基準の設定)

第34条 知事は、排出基準及び設備基準(以下これらを「規制基準」という。)を定めるものとする。

2 前項の排出基準は、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度とする。

3 第1項の設備基準は、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の構造並びに使用及び管理に関する基準とする。

4 規制基準は、地域又は水域の特殊性、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設の種類、時間の区分等に応じて定めることができる。

5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による規制基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(規制基準の遵守)

第35条 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第1項の排出基準に適合しないばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

2 工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行う者は、前条第1項の設備基準を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、規制基準が設定された日前から工場等に施設を設置し、又は工場等で作業を行っている者(施設の設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設又は当該作業については、当該規制基準が設定された日から6月間(当該施設又は当該作業が知事が定めるものである場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(工場等の設置の許可)

第36条 公害が著しい区域若しくは著しくなるおそれがある区域又は特に人の健康の保護若しくは生活環境の保全を図る必要があると認められる区域として知事が指定する区域(以下「指定区域」という。)内において、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる規則で定める施設(以下「指定施設」という。)を有する工場等を設置しようとする者(指定施設を有しない工場等に指定施設を設置しようとする者を含む。)は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 業種並びに作業の種類及び方法

(4) 建物の構造及び配置

(5) 指定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法

(6) ばい煙等の処理の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、当該工場等の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 知事は、指定区域を指定しようとするときは、関係市町長の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(許可の基準等)

第37条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合においては、当該申請の内容が次の各号に適合していると認めるときは、これを許可するものとする。

(1) 当該工場等から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が知事が定める特別基準に適合していること。

(2) 当該工場等の位置が規則で定める区域内にないこと。

(3) 規制基準に適合していること。

2 知事は、前項の許可をするに当たっては、公害の防止のために必要な限度において条件を付することができる。

(経過措置)

第38条 一の区域が指定区域となった際現にその区域内において指定施設を有する工場等を設置している者(当該工場等又は指定施設の設置の工事を行っている者を含む。以下同じ。)又は一の施設が指定施設となった際現に指定区域内において当該指定施設を有する工場等を設置している者は、当該区域が指定区域となった日又は当該工場等が指定施設を有する工場等となった日から30日以内に、第36条第2項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 第36条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、第36条第1項の許可を受けた者とみなす。

(工場等の変更の許可)

第39条 第36条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた工場等に係る同条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第37条の規定は、前項の許可をする場合について準用する。

(操業等の制限)

第40条 第36条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する者は、当該工場等が第37条第1項に規定する許可の基準及び同条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付した許可の条件に適合しているかどうかについて、知事の確認を受けた後でなければ、当該工場等を操業し、又は当該変更の工事に係る施設を使用してはならない。

(氏名の変更等の届出)

第41条 第36条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該工場等の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第42条 第36条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る工場等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場等に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第36条第1項の許可を受けた者について相続、合併又は分割(当該許可に係る指定施設を有する工場等を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る指定施設を有する工場等を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第36条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定施設等の設置等の届出)

第43条 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であって、規則で定めるもの(以下「特定施設等」という。)を設置し、又は行おうとする者(第36条第1項の許可を受けた者を除く。)は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、騒音又は振動に係る特定施設等を設置し、又は行おうとする場合で、規則で定める場合については、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場等の名称及び所在地

(3) 施設にあっては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法

(4) 作業にあっては、その方法

(5) ばい煙等の処理の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際現に当該特定施設等を設置し、又は行っている者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該特定施設等が特定設置等となった日から30日以内に、第1項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第36条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

4 前条の規定は、第1項又は第2項の規定による届出をした者について準用する。

(特定施設等の変更の届出)

第44条 前条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第1項第3号から第5号まで

に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(計画変更命令等)

第45条 知事は、第43条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(実施の制限)

第46条 第43条第1項又は第44条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものにあつては、30日)を経過した後でなければ、当該届出に係る施設の設置、作業の実施又は施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第43条第1項又は第44条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときその他必要があると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第47条 第43条第1項又は第2項の規定による届出(騒音又は振動に係る特定施設等の設置等に係るものを除く。)をした者は、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該特定施設等の使用若しくは実施の廃止をしたときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第43条第1項又は第2項の規定による届出(騒音又は振動に係る特定施設等の設置等に係るものに限る。)をした者は、前項に規定する事項に変更があつたとき、又は当該特定施設等の設置等に係る工場等に設置し、又は行っている特定施設等の使用若しくは実施のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第48条 知事は、第36条第1項の許可を受けた工場等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、同項の許可を取り消し、期限を定めて、当該工場等の建物若しくは施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法若しくはばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該工場等の操業若しくは当該工場等に係る施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(1) 第37条第1項第1号及び第3号に掲げる許可の基準に適合しなくなったとき。

(2) 第37条第2項(第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付した許可の条件に違反したとき。

2 知事は、特定施設等が規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて、当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

3 第1項の規定(第37条第1項第1号に掲げる許可の基準に適合しなくなったときに係る部分に限る。)は、第38条第3項に規定する者については、同条第1項に規定する日から6月間(当該指定施設が知事が定めるものである場合にあつては、1年間)は、適用しない。

(施設管理者の設置)

第49条 規則で定める工場等を設置する者は、当該工場等の公害の防止に当たらせるため、当該工場等ごとに、施設管理者を置かなければならない。

2 前項の規定により施設管理者を設置したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(一般工場等に対する命令等)

第50条 知事は、工場等(第36条第1項の許可に係る工場等及び特定施設等に係る工場等を除く。以下この条において同じ。)から排出し、発生させ、又は飛散させるばい煙等の量等が第34条第1項の排出基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置する者に対し、ばい煙等の処理の方法その他公害の防止について必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

2 知事は、第34条第1項の設備基準に適合しない施設があると認めるときは、当該施設を設置している者に対し、当該施設の構造若しくは使用若しくは管理の方法の改善又は当該施設の使用の一時停止を勧告することができる。

3 第35条第3項の規定は、前2項の規定による命令又は勧告について準用する。

(緊急時の措置)

第51条 知事は、異常な気象状態等特別な事情により、ばい煙等の排出、発生又は飛散が人の健康又は生活環境を著しく損なうおそれがあると認めるときは、その事態を一般に周知させるとともに、工場等を設置する者に対し、ばい煙等の量等の減少について協力を求めるものとする。

2 工場等を設置している者であつて、規則で定める量等を超えるばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設を設置しているものは、当該施設についてばい煙等の量等の減少の措置に関する計画を作成し、知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によっては当該事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、ばい煙等の量等の減少のための措

置を講ずべきことを命じ、又は当該施設の使用の停止を命ずることができる。

(事故時の措置)

第52条 工場等を設置している者は、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設又はこれを処理する施設について、故障、破損その他の事故が発生し、著しいばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させ、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、当該事故について応急の措置を講じ、かつ、当該事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故が規則で定める程度を超えるものであるときは、当該事故に係る工場等を設置している者は、速やかに、当該事故の状況及び原因並びに当該事故についての応急措置の内容及び復旧工事の計画を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事故について復旧工事が完了したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙等の減少措置計画の提出等)

第53条 知事は、環境基準の確保その他公害の防止のために必要があると認めるときは、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる者に対し、ばい煙等の量等の減少措置に関する計画の提出等について協力を求めることができる。

(燃料及び原料の使用に関する措置)

第54条 知事は、燃料その他の物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する硫黄酸化物その他の有害物質(以下「硫黄酸化物等」という。)に係るばい煙を排出する施設が密集して設置されている区域として知事が指定する区域に係る硫黄酸化物等による著しい大気汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該区域における硫黄酸化物等に係るばい煙を排出する施設において発生する硫黄酸化物等を大気中に排出する者が、当該ばい煙を排出する施設で知事が定める燃料使用基準又は原料基準に適合しない燃料又は原料を使用していると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、当該燃料使用基準又は当該原料基準に従うべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、期間を定めて、当該燃料使用基準又は当該原料基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第33条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による燃料使用基準及び原料基準の設定並びにその変更及び廃止について、第36条第4項の規定は第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、それぞれ準用する。

(燃料の変更等の改善勧告)

第55条 知事は、ばい煙の排出により、大気に著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、工場等を設置している者に対し、当該工場等において使用する燃料若しくは原材料の変更又はばい煙の処理の方法の改善を勧告することができる。

(工業用水の供給停止の要請)

第56条 知事は、第36条第1項の規定による許可を受けずに工場等を設置している者又は第45条若しくは第48条の規定による命令に違反している者が、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させて人の健康又は生活環境を著しく損なうおそれがあり、かつ、他の手段によっては当該工場等の操業を停止させることが困難であると認めるときは、工業用水道事業者に対し、当該工場等に供給する工業用水(保安の用に供するものを除く。)の供給を制限し、又は停止することを要請することができる。

(特定工作物解体等工事の実施の届出)

第57条 解体する部分の床面積の合計が規則で定める面積以上である建築物の解体の工事又は石綿を含む建設材料で規則で定めるもの(以下「特定石綿含有材料」という。)を使用する壁面、天井その他の部分の解体若しくは改修を含む建築物その他の工作物の解体若しくは改修の工事(以下これらを「特定工作物解体等工事」という。)を施工しようとする者は、当該特定工作物解体等工事の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定工作物解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工作物解体等工事に係る工作物の種類
- (3) 建築物にあっては、解体する部分の床面積の合計
- (4) 特定石綿含有材料の使用の有無
- (5) 特定工作物解体等工事の場所及び実施の期間
- (6) 粉じんの処理又は飛散の防止の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該特定工作物解体等工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第36条第3項の規定は、前2項の規定による届出について準用する。

(改善命令等)

第58条 知事は、特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するために知事が定める基準に適合しないと認めるときは、当該特定工作物解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法を改善し、又は当該特定工作物解体等工事を一時停止すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定工作物解体等工事を行っているとき

は、期限を定めて、特定工作物解体等工事に伴う粉じんの処理若しくは飛散の防止の方法の改善又は当該特定工作物解体等工事の一時停止を命ずることができる。

3 第33条第5項の規定は、第1項の規定による基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(特定建設作業の実施の届出)

第59条 住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内において、特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる作業であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の種類

(4) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(5) 騒音又は振動の防止の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該特定建設作業を伴う建設工事を施工する者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第36条第3項の規定は前2項の規定による届出について、同条第4項の規定は第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、それぞれ準用する。

(改善命令等)

第60条 知事は、前条第1項の規定により指定した区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに知事が定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について、前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮するものとする。

4 第33条第5項の規定は、第1項の規定による基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(拡声機の使用の制限)

第61条 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他特に静穏の保持を必要とする区域であって、知事が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。

2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後5時から翌日の午前10時までの間においては、拡声機を使用してはならない。

3 前2項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 知事は、前3項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

5 第36条第4項の規定は、第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について準用する。

(深夜における営業の制限)

第62条 前条第1項の規定により指定された区域のうち、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食させる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫条例第55号）第18条の適用を受ける営業を除く。）を営む者は、規則で定める場合を除き、午前0時から午前6時までの間においては、当該営業を営んではならない。

2 前項の区域内において、次に掲げる営業を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営んではならない。

(1) ボーリング場営業

(2) 遊泳場営業

(3) ゴルフ練習場営業

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める営業

3 第36条第4項の規定は第1項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、前条第4項の規定は前2項の規定に違反している者について、それぞれ準用する。

(深夜における音響機器の使用の制限)

第63条 深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内において、設備を設け

て客に飲食させる営業を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、当該営業を営む場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が防音措置を講ずること等により当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

2 第36条第4項の規定は前項の規定による区域の指定並びにその変更及び廃止について、第61条第4項の規定は前項の規定に違反している者について、それぞれ準用する。

(燃焼行為の制限)

第64条 何人も、燃焼に伴いばい煙又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他規則で定めるものを多量に屋外において燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理の方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

2 第61条第4項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

(地下水の汚濁防止)

第65条 何人も、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある有害物質（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に規定する有害物質をいう。）を含む汚水（これを処理したものを含む。）が地下に染み込むこととならないように努めなければならない。

(土壌の汚染等の防止)

第66条 土壌の汚染及び地盤の沈下の防止のための措置については、別に定めるものとする。

第4節 自動車公害の防止

(自動車公害の防止に関する施策の計画的な実施)

第67条 県は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴って生ずる公害を防止するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

(特別対策地域における特定自動車の運行の禁止)

第67条の2 自動車を運転し、又は使用する者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域（以下「窒素酸化物等対策地域」という。）内の場所を使用の本拠の位置として道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録、同法第12条第1項の規定による変更登録又は同法第13条第1項の規定による移転登録を受けることができない自動車（同法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上である自動車であって自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第3号及び第4号に掲げる自動車以外のもの並びに同条第3号に掲げる自動車に限り、特殊な構造を有し、かつ、特種の用途に供される自動車で、道路周辺における大気汚染の主要な原因とならないものとして規則で定めるものを除く。以下「特定自動車」という。）を、次に掲げる地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域及び港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区である区域を除く。以下「特別対策地域」という。）内の道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）（特定自動車の運行が特別対策地域の大気環境に及ぼす影響その他道路周辺の生活環境の状況及び特別対策地域における交通の状況を勘案して知事が定める道路を除く。次条において同じ。）において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害等の発生により特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 神戸市灘区及び東灘区の区域
- (2) 尼崎市の区域
- (3) 西宮市の区域（規則で定める区域に限る。）
- (4) 芦屋市の区域
- (5) 伊丹市の区域

(特定自動車を使用する者に対する措置命令)

第67条の3 知事は、特定自動車を使用する者の事業の状況等から、特定自動車特別対策地域内の道路において運行されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、特定自動車の運行の適正な管理、特定自動車を運転する者に対する指導その他前条の規定の遵守を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(荷主等に対する勧告)

第67条の4 知事は、反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの（以下「荷主等」という。）に対し、当該委託に係る契約の内容の見直し、当該委託を受ける者に対する指導その他当該者による第67条の2の規定の遵守が確保されるよう適切な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(特定事業者の義務)

第68条 窒素酸化物等対策地域において、事業の用に供するために自動車を使用する者で使用する自動車の台数が規則で定める台数を超えるもの（以下この条において「特定事業者」という。）は、当該事業の用に供する自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減するための目標を定め、その削減に努めなければならない。

2 知事は、前項の窒素酸化物及び粒子状物質の総量の把握のために必要な限度において、特定事業者に対し、自動車の運行の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(自動車の効率的な使用等)

第69条 事業の用に供するために自動車を使用する者は、輸送効率の向上等により、当該自動車の走行量を抑制するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自動車を使用する者は、日常生活その他の活動において、公共の交通機関の利用等により、自動車の使用を抑制するように努めなければならない。

(環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進)

第70条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が少ない自動車(以下これらを「環境への負荷の少ない自動車」という。)を購入し、又は使用するように努めなければならない。

2 県は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用を促進するため、その普及及び啓発に努めるものとする。

(自動車の適正な運転及び整備)

第71条 自動車を運転する者及び所有する者は、自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないように努めなければならない。

2 自動車の整備を業とする者は、整備の依頼を受けた自動車の排出ガス及び騒音の防止装置が保安基準に適合していないと認めるときは、当該依頼をした者に対し、その旨を告知するとともに、当該自動車からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないように整備に努めなければならない。

3 自動車の販売を業とする者は、自動車からみだりに排出ガス及び騒音を排出し、又は発生させないように整備して販売するように努めなければならない。

(自動車の停止時の原動機の停止)

第72条 自動車を運転する者は、自動車を停止している場合には、当該自動車の原動機をみだりに稼働させてはならない。

2 自動車を運転する者は、自動車を停止している場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該自動車の原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法の規定により自動車を停止しなければならない場合、交通の混雑その他道路又は交通の状況により自動車を停止する場合、当該自動車が特殊自動車(同法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいう。)、乗合自動車(同法第27条第1項に規定する乗合自動車をいう。)、又は緊急自動車(同法第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。)である場合、運転を始める前に当該自動車の原動機を暖めるために当該原動機を稼働させる場合その他自動車の原動機を稼働させることについて知事がやむを得ないものとして規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 当該自動車の停止が駐車(道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。)にあたる時(当該自動車に人が乗車しているとき、又は当該自動車の原動機を貨物の冷蔵装置その他の附属装置(自動車の客室内の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用しているときを除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、原動機を稼働させる必要がないものとして規則で定めるとき。

(公安委員会への要請等)

第73条 知事は、交通公害(道路交通法第2条第1項第23号に規定する交通公害をいう。以下同じ。)により道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を講ずべきことを要請することができる。

2 知事は、前項の規定により要請をする場合を除くほか、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他交通公害の防止に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第5節 資源の循環的な利用の促進

(資源の循環的な利用の促進に関する施策の計画的な実施)

第74条 県は、再生資源の積極的な利用等資源の循環的な利用を促進するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

(再生資源利用促進基準の設定)

第75条 知事は、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は建設工事で規則で定めるもの(次条及び第77条において「特定事業」という。)における再生資源の利用を促進するため、原材料のうち再生資源を利用していないもの及び副産物のうち再生資源として利用しないものの総量の削減に関する基準(以下「再生資源利用促進基準」という。)を定めるものとする。

2 第33条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による再生資源利用促進基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(再生資源利用促進基準の遵守)

第76条 特定事業を行う事業者で規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、再生資源利用促進基準を遵守しなければならない。

(調査、予測等)

第77条 特定事業者は、特定事業に使用する原材料の量及び特定事業に伴い得られる副産物の量その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、調査し、又は予測し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容が再生資源利用促進基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(再生資源利用促進製品の指定等)

第78条 知事は、再生資源を利用することができる製品のうち、特に再生資源の利用の促進を図る必要があると認められるものを再生資源利用促進製品として指定することができる。

2 再生資源利用促進製品を使用する事業者で規則で定めるもの（以下「促進製品使用事業者」という。）は、その事業活動を行うに当たっては、再生資源を利用した製品を使用するように努めなければならない。

（促進製品使用事業者の帳簿の備付け等）

第79条 促進製品使用事業者は、帳簿を備え、再生資源利用促進製品の使用量その他規則で定める事項を記載しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、促進製品使用事業者に対し、再生資源利用促進製品の使用状況の報告を求めることができる。

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、促進製品使用事業者に対し、再生資源を利用した製品の使用を促進するために必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

（回収促進製品の指定）

第80条 知事は、自動販売機で販売される製品であって、当該製品の容器を再生資源として利用するために特に回収の促進を図る必要があると認められるものを回収促進製品として指定することができる。

（回収促進区域の指定）

第81条 知事は、公園、道路、キャンプ場、海水浴場その他の公共の場所における回収促進製品の容器の回収を促進するため、当該公共の場所及びその周辺の区域のうち、特に必要があると認める区域を回収促進区域として指定することができる。

2 知事は、回収促進区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。

3 第36条第4項の規定は、回収促進区域の指定、その区域の変更及び指定の解除について準用する。

（自動販売機の設置の届出）

第82条 回収促進区域において自動販売機により回収促進製品を販売しようとする者は、あらかじめ、当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 自動販売機の設置年月日

(4) 自動販売機の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(5) 回収促進製品の容器の種類

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 一の区域が回収促進区域となった際現にその区域内において自動販売機により回収促進製品を販売している者は、当該区域が回収促進区域となった日から30日以内に、前項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 第1項又は前項の規定による届出をした者（以下「自販機設置届出者」という。）は、当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したとき、又は第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（自販機設置届出者の帳簿の備付け等）

第83条 自販機設置届出者は、帳簿を備え、当該届出に係る自動販売機で販売される回収促進製品の販売数量その他規則で定める事項を記載しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、自販機設置届出者に対し、回収促進製品の容器の回収状況の報告を求めることができる。

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、自販機設置届出者に対し、回収促進製品の容器の回収を促進するために必要な指導又は助言を行うことができる。

第6節 流域水環境保全創造指針

（流域水環境保全創造指針の策定）

第84条 知事は、流域における水質、水生生物、水辺地等の水に係る環境（以下「流域水環境」という。）の保全と創造のための指針（以下「流域水環境保全創造指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、流域水環境保全創造指針を定めようとするときは、あらかじめ、河川管理者に協議するものとする。

3 知事は、流域水環境保全創造指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、流域水環境保全創造指針の変更について準用する。

（国等への要請）

第85条 県は、国又は関係地方公共団体が流域水環境の保全と創造に関する計画を定めようとする場合において、流域水環境保全創造指針に配慮するように要請するものとする。

第4章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全に関する施策の推進

第86条 県は、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全を図るための施策を推進するものとする。

第2節 自然環境の保全のための指導等

（事業者に対する指導又は助言）

第87条 知事は、自然環境の保全を図るため、事業者が行う工作物の新築等、土地の形質の変更、土石の採取等について必要な指導又は助言を行うものとする。

（自然保護指導員の設置）

第88条 動植物の保護、自然環境の適正な利用の指導等に当たらせるため、県に、自然保護指導員を置く。

第3節 自然環境保全地域

(指定)

第89条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを兵庫県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

2 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。この場合において、知事は、あらかじめ、関係市町長及び関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。

7 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項及び前2項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第3項から第5項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(自然環境保全特別地区)

第90条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「自然環境保全特別地区」という。）を指定することができる。

2 前条第2項、第6項及び第7項の規定は自然環境保全特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第3項から第5項までの規定は自然環境保全特別地区の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

3 知事は、自然環境保全特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採（第10項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。

4 自然環境保全特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号までに掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(5) 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

(6) 木竹を伐採すること。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(10) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、自然環境保全特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5 前項の許可には、当該自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

6 知事は、第4項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしないものとする。

7 自然環境保全特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第4項各号に掲げる行為をした者は、当該行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第4項の許可を受けたものとみなす。

10 次に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。

(1) 自然環境保全地域に関する保全事業（知事が定める自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であって、県若しくは市町又は知事の承認を受けた者が行うものをいう。以下同じ。）の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等（第94条の3第1項の規定により行われる第94条の2第1項の生態系維持回復事業及び第94条の3第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた第94条の2第1項の生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

（野生動植物保護地区）

第91条 知事は、自然環境保全特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第4項の許可を受けた行為（第94条第1項の規定による協議に係る行為を含む。）を行うためにする場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(3) 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

(5) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可をした場合

4 前条第5項の規定は、前項第6号の許可について準用する。

（自然環境保全普通地区）

第92条 自然環境保全地域の区域のうち自然環境保全普通地区（自然環境保全特別地区に含まれない区域をいう。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

(1) 第90条第4項第2号から第4号までに掲げる行為

(2) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 自然環境保全特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実施の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(4) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(5) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

（中止命令等）

第93条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第90条第4項若しくは第91条第3項の規定に違反し、若しくは第90条第5項（第91条第4項において準用する場合を含む。）

の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第94条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第90条第4項又は第91条第3項第6号の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。

2 国の機関又は地方公共団体は、第90条第7項又は第92条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知するものとする。

(生態系維持回復事業計画)

第94条の2 知事は、生態系維持回復事業(知事が定める自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であって、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、知事が定める自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業の目標
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

(生態系維持回復事業の実施)

第94条の3 県は、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町は、規則で定めるところにより、生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

3 市町以外の者は、規則で定めるところにより、その者が生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及び生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 生態系維持回復事業を行う区域
- (3) 生態系維持回復事業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあっては知事の確認を、市町以外の者にあっては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の規定による確認又は認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第94条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第94条の5 知事は、第94条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第4節 環境緑地保全地域

(指定)

第95条 知事は、市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地若しくは河川、湖沼、海等の水辺地又はその状況がこれらに類する土地(以下この節並びに第151条第3項、第152条第2項及び第156条第1項において「緑地」という。)で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要なものを環境緑地保全地域として指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は環境緑地保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更に

ついて、同条第3項から第5項までの規定は環境緑地保全地域の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

(環境緑地保全特別地区)

第96条 知事は、環境緑地保全地域における緑地の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域（以下「環境緑地保全特別地区」という。）を指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は環境緑地保全特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第3項から第5項までの規定は環境緑地保全特別地区の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

3 環境緑地保全特別地区内においては、第90条第4項第1号から第4号まで、第6号及び第10号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、同項ただし書に規定する行為については、この限りでない。

4 第90条第5項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「自然環境保全地域における自然環境」とあるのは、「環境緑地保全地域における緑地」と読み替えるものとする。

5 知事は、第3項に規定する行為について、当該緑地の保全上支障があると認めるものについては、同項の許可をしないものとする。

6 環境緑地保全特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第90条第4項第1号から第4号まで、第6号又は第10号に掲げる行為をした者は、当該行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 第3項の規定により第90条第4項第1号から第4号まで、第6号又は第10号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

8 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第3項の許可を受けたものとみなす。

9 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常の管理行為又は軽易な行為のうち、環境緑地保全地域における緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第3項及び第6項の規定は、適用しない。

(環境緑地保全普通地区)

第97条 環境緑地保全地域の区域のうち環境緑地保全普通地区（環境緑地保全特別地区に含まれない区域をいう。）内において第90条第4項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第92条第1項ただし書に規定する行為については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、環境緑地保全地域における緑地の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該緑地の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該環境緑地保全地域における緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常の管理行為又は軽易な行為のうち、環境緑地保全地域における緑地の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(3) 環境緑地保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

(中止命令等)

第98条 知事は、環境緑地保全地域における緑地の保全のために必要があると認めるときは、第96条第3項の規定に違反し、若しくは同条第4項において準用する第90条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第99条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第96条第3項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。

2 国の機関又は地方公共団体は、第96条第6項又は第97条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知するものとする。

第5節 自然海浜保全地区

(指定)

第100条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第2条第1項に規定する瀬戸内海をいう。第6章において同じ。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。

- (1) 水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの
 - (2) 海水浴、潮干狩りその他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの
- 2 次に掲げる区域については、自然海浜保全地区を指定しないものとする。
- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区の区域
 - (2) 森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第2項に規定する保安林（同法第25条第1項第10号及び第11号に係るものに限る。）の区域
 - (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び同法第23条第3項に規定する公園予定地の区域
 - (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域
 - (5) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第56条第1項に規定する河川予定地の区域
 - (6) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設（同法第11条第1項第2号に規定する公園又は緑地に限る。）及び同法第8条第1項第7号に規定する風致地区の区域
 - (7) 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域の区域
 - (8) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域及び同法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域
 - (9) 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の区域

3 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は自然海浜保全地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第3項から第5項までの規定は自然海浜保全地区の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

(届出等)

第101条 自然海浜保全地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- (1) 第90条第4項第1号、第3号及び第4号に掲げる行為
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定による届出が必要な行為で次に掲げる許可等を要するものについては、知事に対し、当該許可、免許、認可若しくは承認の申請、届出、通知又は協議があったときは、同項の規定による届出があったものとみなす。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項に規定する免許、同法第13条の2の規定による許可及び同法第42条第1項又は第3項ただし書に規定する承認
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第3項の規定による許可
- (3) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条第1項又は第39条第1項に規定する許可及び同条第4項の規定による協議
- (4) 港湾法第37条第1項又は第56条第1項に規定する許可、同法第38条の2第1項若しくは第4項又は第56条の3第1項の規定による届出、同法第38条の2第9項又は第56条の3第3項の規定による通知及び同法第37条第3項（同法第56条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定による協議
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条又は第33条の5第1項に規定する認可
- (6) 森林法第10条の2第1項又は第34条第2項に規定する許可
- (7) 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項又は第8条第1項に規定する許可及び同法第10条第2項の規定による協議
- (8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項に規定する認可
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる行為に係る法令の規定に基づく許可、免許、認可、承認、届出、通知又は協議で規則で定めるもの

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な勧告又は助言をすることができる。

4 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設に関する工事に係る行為
- (3) 森林法第10条の15第4項第4号に規定する治山事業の施行に係る行為
- (4) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設に関する同条第7項に規定する港湾工事に係る行為、都市計画法第4条第5項に規定する都市施設（同法第11条第1項第2号に掲げるものに限る。）の整備に関する同法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行に係る行為その他自然海浜保全地区の保全及び適正な

利用に資する行為で規則で定めるもの

(5) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち自然海浜保全地区の保全及び適正な利用に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(6) 自然海浜保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
(国等に関する特例)

第102条 国の機関、地方公共団体その他規則で定める法人が行う行為については、前条第1項の規定による届出を要しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知するものとする。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、前条第2項中「前項」とあるのは「次条第1項」と、「届出が」とあるのは「通知が」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知があった場合において、自然海浜保全地区の保全及び適正な利用のために必要があると認めるときは、当該通知をした者に対し、意見を述べることができる。

第6節 指定野生動植物種の保存

(指定野生動植物種)

第103条 知事は、その個体が県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれ(野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。)のある野生動植物の種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)を指定野生動植物種として指定することができる。

2 知事は、指定野生動植物種の指定又は指定の解除をしようとするときは、環境審議会の意見を聴くものとする。

(指定野生動植物種保存地域)

第104条 知事は、指定野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、当該個体の分布状況及び生態その他当該個体の生息又は生育の状況を勘案して当該指定野生動植物種の保存のために重要と認めるものを、指定野生動植物種保存地域として指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は指定野生動植物種保存地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第3項から第5項までの規定は指定野生動植物種保存地域の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

3 何人も、指定野生動植物種保存地域内においては、指定野生動植物種の生きている個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(2) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常の管理行為又は軽易な行為のうち、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

(3) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合

(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第10条第1項又は第2項に規定する許可を受けた場合及び同法第51条第4項の規定により希少野生動植物種保存推進員が捕獲等を行う場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可をした場合

4 第90条第5項の規定は、前項第5号の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「自然環境保全地域における自然環境の保全」とあるのは、「指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存」と読み替えるものとする。

(指定野生動植物種保存特別地区)

第105条 知事は、指定野生動植物種保存地域の区域内で指定野生動植物種の保存のために特に必要があると認める土地の区域(以下「指定野生動植物種保存特別地区」という。)を指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は指定野生動植物種保存特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第3項から第5項までの規定は指定野生動植物種保存特別地区の指定及びその区域の拡張について、それぞれ準用する。

3 指定野生動植物種保存特別地区の区域内(第3号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺1キロメートルの区域内)においては、次に掲げる行為(第5号から第9号までに掲げる行為については、知事が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。)は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、第90条第4項ただし書に規定する行為については、この限りでない。

(1) 第90条第4項第1号から第6号まで及び第10号に掲げる行為

(2) 指定野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の種の個体その他の物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。

(3) 指定野生動植物種保存特別地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

- (4) 知事が定める期間内に知事が指定する区域内に立ち入ること。
- (5) 第2号の規定により知事が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
- (6) 指定野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。
- (7) 指定野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること。
- (8) 火入れ又はたき火をすること。
- (9) 指定野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること。

4 第90条第5項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「自然環境保全地域における自然環境の保全」とあるのは、「指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存」と読み替えるものとする。

5 知事は、第3項各号に掲げる行為について、指定野生動植物種の保存に支障があると認めるものについては、同項の許可をしないものとする。

6 指定野生動植物種保存特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第3項各号に掲げる行為（同項第4号の掲げる行為を除く。）をした者は、当該行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

7 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

8 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第3項の許可を受けたものとみなす。

9 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常管理行為又は軽易な行為のうち、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第3項及び第6項の規定は、適用しない。

（指定野生動植物種保存普通地区）

第106条 指定野生動植物種保存地域の区域のうち指定野生動植物種保存普通地区（指定野生動植物種保存特別地区に含まれない区域をいう。）内において、第90条第4項第1号から第5号までに掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第92条第1項ただし書に規定する行為についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該指定野生動植物種の保存のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常管理行為又は軽易な行為のうち、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (3) 指定野生動植物種保存地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為（中止命令等）

第107条 知事は、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、第104条第3項若しくは第105条第3項の規定に違反し、若しくは第104条第4項若しくは第105条第4項において準用する第90条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

（国等に関する特例）

第108条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第104条第3項第5号又は第105条第3項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。

2 国の機関又は地方公共団体は、第105条第6項又は第106条第1項の規定により届出を要する行為をしたとき

、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知するものとする。

第7節 土石の採取等

(土石採取等遵守基準)

第108条の2 知事は、土石の採取等を行う者が遵守すべき基準（以下「土石採取等遵守基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、土石の採取等を行う者が、土石採取等遵守基準を遵守しないため、自然環境の保全に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告することができる。

3 第33条第5項の規定は、第1項の規定による土石採取等遵守基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

(その他の地域における土石の採取等の規制)

第109条 自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区又は指定野生動植物種保存地域以外の地域（以下「その他の地域」という。）内において、第90条第4項第3号に掲げる行為（規則で定める規模以上の土地の形質の変更を伴うものに限る。以下「土石の採取等」という。）をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該土石の採取等の場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該土石の採取等をする事について、森林法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、自然環境保全法、都市緑地法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）又は風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の規定に基づき、許可を受け、又は届出をした者については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る土石の採取等をしようとする区域（その周辺の区域を含む。以下「採取区域等」という。）における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出した日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、採取区域等における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(中止命令等)

第110条 知事は、採取区域等における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をせず、土石の採取等をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対し、当該土石の採取等の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第111条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第109条第1項の届出を要しない。この場合において、当該行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知するものとする。

第8節 郷土記念物

(指定)

第112条 知事は、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なものを郷土記念物として指定することができる。

2 第89条第2項、第6項及び第7項の規定は、郷土記念物の指定及び指定の解除について準用する。

(保全)

第113条 何人も、郷土記念物の現状を変更し、又はその保全に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、知事が特に必要があると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 第90条第5項の規定は、前項ただし書の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「自然環境保全地域における自然環境」とあるのは、「郷土記念物」と読み替えるものとする。

3 次に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 法令に基づいて国の機関又は地方公共団体が行う行為、通常の管理行為又は軽易な行為のうち、郷土記念物の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(中止命令等)

第114条 知事は、郷土記念物の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項において準用する第90条第5項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対し、その行為の中

止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第115条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第113条第1項ただし書の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。

第5章 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

第1節 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する施策の推進

第116条 県は、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造を図るため、豊かな緑の創造、地域の環境の美化、歴史的文化的遺産の保全、良好な景観の形成、自然とふれあえる場の創造等に関する施策を推進するものとする。

第2節 緑化の推進

(県民等による緑化の推進)

第116条の2 県民及び土地又は建築物の所有権その他使用に関する権原を有する者は、樹木の植栽等により緑化の推進に努めるものとする。

(公共施設の緑化)

第117条 県は、その設置し、又は管理する道路、公園、公営住宅、学校、庁舎等の施設(以下「公共施設」という。)の用に供する土地及び建築物について、規則で定める公共施設の緑化基準(緑地の面積及び公共施設の緑化に関する基準をいう。以下同じ。)に従い、計画的に公共施設の緑化を行うものとする。

2 国の機関、市町等は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項の緑化基準に準じて、公共施設の緑化を行うように努めるものとする。

(工場等の敷地の緑化)

第118条 工場等の所有者又は管理者は、当該工場等の敷地について、規則で定める工場等の敷地の緑化基準に従い、樹木の植栽を行わなければならない。

2 規則で定める業種に係る工場等であって、一の団地内における敷地面積の合計が規則で定める規模のもの(以下「特定工場等」という。)の新設(敷地面積を増加することにより特定工場等となる場合を含む。)をしようとする者は、前項の緑化基準に従い、当該特定工場等の緑化に関する計画を作成して、規則で定めるところにより、これを知事に届け出なければならない。特定工場等の敷地面積の増加(規則で定める軽微な敷地面積の増加を除く。)をしようとする者についても、同様とする。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る規則で定める事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第2項又は前項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。

5 知事は、第2項又は第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第1項の緑化基準への適合が著しく不十分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

6 知事は、工場等の所有者又は管理者に対し、当該工場等の樹木の植栽に関して必要な指導又は助言をすることができる。

(都市における建築物及びその敷地の緑化)

第118条の2 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」という。)内の建築物の所有者又は管理者は、規則で定める建築物及びその敷地の緑化基準に従い、当該建築物及びその敷地を緑化しなければならない。

2 市街化区域内において建築物の新築、改築又は増築(新築、改築又は増築に係る建築面積又は敷地面積が規則で定める規模のものに限る。以下この条において同じ。)をしようとする者は、前項の緑化基準に従い、当該建築物及びその敷地(特定工場等又は工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に規定する特定工場の用に供する建築物の新築、改築又は増築をしようとする者にあつては、当該建築物)の緑化に関する計画を作成して、規則で定めるところにより、これを知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る規則で定める事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第2項又は前項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。

5 知事は、第2項又は第3項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、第1項の緑化基準への適合が著しく不十分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。

6 知事は、市街化区域内の建築物の所有者又は管理者に対し、当該建築物及びその敷地の緑化に関して必要な指導又は助言をすることができる。

(国等に関する特例)

第118条の3 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前2条の規定は、適用しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により知事にその旨を通知するものとする。

第2節の2 建築物環境性能評価

(建築物の新築等に係る環境配慮)

第118条の4 建築物に係る新築、改築、増築その他規則で定める行為（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（建築物環境性能評価書の届出）

第118条の5 特定建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、規則で定める規模のものをいう。以下同じ。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、知事が定める建築物環境性能評価指針に基づき、当該特定建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置に関する評価（以下「建築物環境性能評価」という。）を行い、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した建築物環境性能評価書を作成し、これを知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 建築物環境性能評価の結果
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の建築物環境性能評価指針は、次に掲げる建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置に関する評価の指針について定めるものとする。

- (1) エネルギーの使用の抑制に関する措置
- (2) 資源及び資材の適正な利用に関する措置
- (3) 敷地外の環境への負荷の低減に関する措置
- (4) 室内環境の向上に関する措置
- (5) 建築物の長期間の使用の促進に関する措置
- (6) 周辺地域の環境の保全に関する措置

3 第1項の規定による届出には、特定建築物の配置図その他の規則で定める図書を添付しなければならない。

4 第1項の規定による届出は、当該特定建築物の新築等に係る工事に着手する日前の日であって規則で定める日までに提出しなければならない。

（建築物環境性能評価書の変更の届出）

第118条の6 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定建築物の新築等の工事が完了するまでに同項第1号から第4号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更の内容を知事に届け出なければならない。

（指導又は助言）

第118条の7 知事は、第118条の5第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定建築物に係る環境への負荷の低減その他の措置を効果的に講ずるために必要があると認めるときは、これらの届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

（工事完了の届出）

第118条の8 第118条の5第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定建築物の新築等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（建築物環境性能評価の概要の公表）

第118条の9 知事は、第118条の5第1項、第118条の6又は前条の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該特定建築物に係る建築物環境性能評価書の概要を公表するものとする。

（勧告）

第118条の10 知事は、特定建築主が第118条の5第1項又は第118条の6の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第3節 公共施設の修景

第119条 県は、その設置し、又は管理する公共施設が、地域の住民及びその利用者に潤いと安らぎを与えるとともに、その周囲の景観と調和し、又は当該地域の象徴となるようにするため、第117条に規定するもののほか、当該公共施設の配置、形状、意匠、色彩、使用材質等に工夫を加える等の方法を講ずることによって、当該公共施設の修景を図るものとする。

2 国の機関、市町等は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項に規定するところに準じて、当該公共施設の修景を図るように努めるものとする。

第4節 環境美化の促進

（ごみの投棄の禁止）

第120条 何人も、空き瓶、空き缶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの投棄を禁止する法令の規定のほか、この節の規定を遵守して、みだりにごみを捨て、又はごみを散乱させてはならない。

（県民によるごみの散乱防止）

第121条 県民は、その住居周辺の清掃に努めるほか、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰る等ごみの散乱を防止しなければならない。

（事業者によるごみの散乱防止）

第122条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱を防止しなければならない。

2 容器入り飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に、空き容器等を回収する設備を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

（土地の占有者等によるごみの散乱防止）

第123条 土地及び建物の占有者又は管理者（以下「土地の占有者等」という。）は、常に、その占有し、又は管理する場所においてごみの散乱を防止し、みだりにごみが捨てられないような環境をつくらなければならない。

2 土地の占有者等は、その占有し、又は管理する場所にみだりにごみを捨てている者を発見したときは、当該ごみを回収させなければならない。

（県民等の協力による散乱ごみの清掃）

第124条 県民、事業者及び土地の占有者等は、協力して地域における散乱ごみの清掃を行わなければならない。

（環境美化区域の指定）

第125条 知事は、公園、道路、キャンプ場、海水浴場その他の公共の場所におけるごみの散乱を防止するため、当該公共の場所及びその周辺の区域のうち、特に必要があると認める区域を環境美化区域として指定することができる。

2 第36条第4項及び第81条第2項の規定は、環境美化区域の指定、その区域の変更及び指定の解除について準用する。

（ごみ容器の設置等）

第126条 環境美化区域内の公共の場所の管理者（以下「管理者」という。）は、ごみ容器の設置等ごみの散乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 環境美化区域内の公共の場所を利用する者は、管理者の指示に従わなければならない。

（関係法令の適用）

第127条 県及び市町は、環境美化区域内の公共の場所において、ごみの投棄について罰則の定めのある法令の規定に違反した者があるときは、当該法令の適用を積極的に図るものとする。

（廃自動車等の屋外の保管方法の規制）

第128条 知事は、環境の美化の促進を図るため、道路その他の公衆の利用する施設から展望できる区域として規則で定める区域（以下「保管規制区域」という。）内において、用途を廃止した自動車その他規則で定める物件（以下「廃自動車等」という。）を屋外で保管する場合の基準（以下「保管基準」という。）を定めるものとする。

2 保管規制区域内において、廃自動車等を屋外で保管しようとする者は、その保管しようとする場所ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、その保管方法について知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る保管の方法が、保管基準と同等以上の内容となるように求めるものとする。

4 一の区域が保管規制区域となった際現にその区域内において廃自動車等を保管している者は、当該区域が保管規制区域となった日から30日以内に、第2項の規定による協議をしなければならない。

（保管協定）

第129条 知事と前条第2項の規定による協議をした者は、当該協議が成立したときは、当該協議に係る保管の方法について協定（以下「保管協定」という。）を締結するものとする。

2 県は、保管協定の履行に必要な支援を行うように努めるものとする。

（保管方法の届出）

第130条 保管規制区域内において、廃自動車等を屋外で保管しようとする者（その保管しようとする場所について保管協定を締結した者を除く。）は、その保管しようとする場所ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、その保管の方法を知事に届け出なければならない。

2 一の区域が保管規制区域となった際現にその区域内において廃自動車等を保管している者（保管協定を締結した者を除く。）は、当該区域が保管規制区域となった日から30日（第128条第2項の規定による協議をしている者にあつては、60日）以内に、前項の規定による届出をしなければならない。

（指導又は助言）

第131条 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る保管の方法が保管基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

第5節 ふるさとの緑等の保存

（指定）

第132条 知事は、地域の住民に親しまれ、又はふるさとを象徴するものを保存するため、樹木及び樹木の集団にあつてはふるさとの緑として、遺跡、建造物、石碑類、奇岩、名勝地等にあつてはふるさとの記念物として、民俗芸能及び行事（祭礼等を含む。）にあつてはふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事として指定することができる。

2 第36条第4項の規定は、ふるさとの緑、ふるさとの記念物並びにふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事（以下「ふるさとの緑等」という。）の指定について準用する。

（所有者の同意）

第133条 知事は、ふるさとの緑等を指定しようとするときは、あらかじめ、ふるさとの緑及びふるさとの記念物にあつてはその所有者の、ふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事にあつてはその保持者又は保持団体（ふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事の保持者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得るものとする。

（指定の解除）

第134条 知事は、次に掲げる理由によりふるさとの緑等の指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定

を解除するものとする。

- (1) ふるさとの緑の滅失、損傷、枯死又は移植
- (2) ふるさとの記念物の滅失、損傷、衰亡又は盗難
- (3) ふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事の保持者の死亡又は保持団体の解散
(消滅を含む。以下同じ。)

2 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、ふるさとの緑等の指定を解除することができる。

3 ふるさとの緑等の所有者（保持者又は保持団体を含む。以下同じ。）は、知事に対し、前項の規定によるふるさとの緑等の指定の解除を申請することができる。

4 第36条第4項の規定は、ふるさとの緑等の指定の解除について準用する。

5 知事は、第1項又は第2項の規定によりふるさとの緑等の指定を解除したときは、その旨をふるさとの緑等の所有者に通知するものとする。

(保存の義務等)

第135条 ふるさとの緑及びふるさとの記念物の所有者は、ふるさとの緑の枯損又はふるさとの記念物の損傷の防止その他その保存に努めなければならない。

2 ふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事の保持者又は保持団体は、ふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事の伝承者の養成、記録の作成その他その保存に努めなければならない。

3 何人も、ふるさとの緑等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(所有者の変更の届出等)

第136条 ふるさとの緑等の所有者が変更したときは、新たに所有者になったものは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 ふるさとの緑及びふるさとの記念物の所有者は、次に掲げる理由に該当するときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) ふるさとの緑が滅失し、損傷し、若しくは枯死し、又はふるさとの緑を移植したとき。

(2) ふるさとの記念物が滅失し、損傷し、衰亡し、又は盗取されたとき。

3 ふるさとの民俗芸能及びふるさとの行事の保持者が死亡し、又は保持団体が解散したときは、その相続人その他の利害関係者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(ふるさとの緑及びふるさとの記念物に係る行為の制限)

第137条 何人も、ふるさとの緑及びふるさとの記念物を伐採し、若しくは損傷し、又はその現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 樹木の保育のために間伐、整枝等を行う場合

(2) 通常の管理行為として行う場合

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(4) 危険防止のために行う場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の利用があると認める場合

第6節 良好な景観の形成

第138条 県は、良好な景観の形成を図るため、地域的美観風致の維持、文化財及び歴史的まち並みの保存及び修復、美しいまち並みの創造及び維持、建築物等の位置、意匠、色彩等の規制及び誘導、公共施設的美観の確保等に関する施策を実施するものとする。

第7節 自然とふれあえる場の創造

第139条 県は、自然とふれあえる場を創造するため、自然公園、緑地、森林浴又は自然遊歩のできる公園施設及び河川、海岸、湖沼等の水辺地の整備等並びにこれらの施設の適正な利用に関する施策を実施するものとする。

第8節 野生生物の生息が可能な環境の創造

第140条 県、市町及び事業者は、野生生物の保護を図るため、野生生物の生息が可能な環境の創造に努めるものとする。

第6章 豊かで美しい瀬戸内海の再生

第1節 豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施等

(豊かで美しい瀬戸内海の再生)

第140条の2 豊かで美しい瀬戸内海の再生は、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等、瀬戸内海を、その有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された海である里海とすることを旨として行われなければならない。

(豊かで美しい瀬戸内海の再生に向けた施策の実施)

第140条の3 県は、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、前条に規定する基本的な理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等に関し、総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(事業者及び県民の責務)

第140条の4 工場等を設置して事業を行う者、農林漁業者その他の事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動が豊かで美しい瀬戸内海の再生に寄与し得ることを認識し、その事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならない。

2 県民は、基本理念についての理解を深め、自らの生活、地域活動等を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に

努めなければならない。

第2節 瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理

第140条の5 知事は、第140条の3の施策の実施に当たり、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保する上で望ましい栄養塩類の濃度を定め、その濃度が保持されるよう努めるものとする。

2 知事は、関係機関と連携し、瀬戸内海の海域における栄養塩類の実態の調査、生物に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海の海域における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究を行い、これにより得られた知見を第140条の3の施策に反映するものとする。

第7章 地球環境の保全等

第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第141条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。

第2節 地球の温暖化の防止

(地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施)

第142条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。

(特定物質排出抑制計画の作成等)

第142条の2 大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの(以下この節において「特定物質」という。)を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、若しくは管理している者又は特定物質を相当程度多量に排出するものとして規則で定める道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する自動車運送事業者(以下「特定規模排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画(以下「特定物質排出抑制計画」という。)を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

(特定物質の排出の抑制)

第142条の3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

(特定物質排出抑制計画等の公表)

第142条の4 知事は、第142条の2第1項又は第2項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第2項の規定による報告(次項において「特定物質排出抑制計画等」という。)の内容を取りまとめ、集計した結果を公表するものとする。

2 前項に定めるもののほか、知事は、特定物質排出抑制計画等(規則で定める特定規模排出事業者から提出及び報告をされたものに限る。)の概要を公表するものとする。

(指導又は助言)

第142条の5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第142条の6 知事は、特定規模排出事業者が第142条の2第1項若しくは第2項の規定による提出又は第142条の3第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第142条の7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

(特定事業における排出の抑制)

第143条 事業者は、特定物質の総量を抑制するため、特定物質を排出する工場等のうち規則で定める規模以上のものの設置その他の特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業のうち規則で定めるもの(以下「特定事業」という。)を行おうとするときは、知事が定める指針に基づき必要な措置を講ずること等により、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定事業の目的及び内容
 - (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- (軽油引取税に係る課税の特例)

第143条の2 地域循環型燃料の普及による地球の温暖化の防止を図ることを目的として、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第12条の9の登録を受けた者が同法第2条第6項に規定する特定加工して生産した同法第17条の7第1項に規定する軽油規格に適合する軽油の引取りに対する軽油引取税の課税については、兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第3節 オゾン層の保護

（特定物質の排出の制限）

第144条 何人も、オゾン層を破壊する物質のうち規則で定めるもの（以下「特定物質」という。）をみだりに大気中に排出してはならない。

（特定物質排出防止基準の設定）

第145条 知事は、特定物質を使用する機器のうち規則で定めるもの（以下「特定物質使用機器」という。）を使用し、修理し、又は廃棄するに当たっての特定物質の大気中への排出を防止するための基準（以下「特定物質排出防止基準」という。）を定めるものとする。

2 第33条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による特定物質排出防止基準の設定並びにその変更及び廃止について準用する。

（特定物質排出基準の遵守）

第146条 特定物質使用機器を使用し、修理し、又は廃棄しようとする事業者は、特定物質排出防止基準を遵守しなければならない。

2 第61条第4項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

（特定物質の排出防止のために講ずる措置への協力）

第147条 特定物質又は特定物質使用機器を製造し、販売し、又は使用する者は、前条第1項の事業者が特定物質の大気中への排出を防止するために講ずる措置に協力するように努めなければならない。

（指導又は助言）

第148条 知事は、特定物質の大気中への排出の防止を図るため、第146条第1項の事業者に対し、指導又は助言を行うものとする。

第8章 雑則

（表彰）

第149条 知事は、事業者及び県民又はこれらの者の組織する民間の団体の自発的な活動が、環境の保全と創造に著しく貢献したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

（違反事業者名等の公表）

第150条 知事は、第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第45条若しくは第48条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2 知事は、第67条の4、第108条の2第2項、第118条第4項若しくは第5項、第118条の2第4項若しくは第5項、第118条の10又は第142条の6の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収）

第151条 規則で定める工場等を設置する事業者は、規則で定めるところにより、当該工場等に係るばい煙等の量等を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、公害の防止に必要な限度において、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者若しくはそのおそれのある者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等に対し、そのばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる工場等又は工場等に係る施設の状況、ばい煙等の処理の方法、特定自動車の運行の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全、環境緑地保全地域における緑地の保全、自然海浜保全地区における自然海浜の保全、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存、その他の地域における土石の採取等の規制又は郷土記念物の保全のために必要な限度において、第90条第4項、第91条第3項第6号、第96条第3項、第104条第3項第5号、第105条第3項若しくは第113条第1項ただし書の許可を受けた者、第92条第2項、第97条第2項、第106条第2項若しくは第109条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を講ずべき旨を命ぜられた者又は第101条第3項の規定により勧告若しくは助言を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

4 知事は、特定物質の大気中への排出の防止のために必要な限度において、第146条第1項の事業者に対し、講じた措置の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第152条 知事は、公害の防止に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等の工場等その他の場所に立ち入り、その者の帳簿書類、自動車検査証、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設、ばい煙等を処理する施設、自動車その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全、環境緑地保全地域における緑地の保全、指定野生動植物種保存地域における指定野生動植物種の保存、その他の地域における土石の採取等の規制又は郷土記念物の保全のために必要な限度において、当該職員に、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、指定野生動植物種保存地域若しくは採取区域等の区域内の土地若しくは建物内若しくは郷土記念物の所在する土地に立ち入り、第90条第4項各号、第91条第3項本文、第92条第1項各号、第96条第3項本文、第97条第1項本文、第104条第3項本文

、第105条第3項各号、第106条第1項本文、第109条第1項本文若しくは第113条第1項本文に規定する行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の自然環境、緑地、指定野生動植物種若しくは郷土記念物に及ぼす影響を調査させることができる。

3 知事は、特定物質の大気中への排出の防止のために必要な限度において、当該職員に第146条第1項の事業者の工場等その他の場所に立ち入り、当該事業者の帳簿書類、特定物質使用機器その他の物件を検査させることができる。

4 当該職員は、前3項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 前各項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(標識の設置)

第153条 知事は、自然環境保全地域、自然環境保全特別地区、野生動植物保護地区、環境緑地保全地域、環境緑地保全特別地区、自然海浜保全地域、指定野生動植物種保存地域、指定野生動植物種保存特別地区又は郷土記念物を指定したときは、これらの区域内の土地又は当該郷土記念物の所在する土地に、その旨を表示した標識を設置するものとする。

2 知事は、環境美化区域を指定したときは、その区域内の土地又はその付近の土地に、その旨を表示した標識を設置するものとする。

3 知事は、ふるさとの緑又はふるさとの記念物を指定したときは、当該ふるさとの緑及びふるさとの記念物の所在する土地又はその付近の土地に、その旨を表示した標識を設置するものとする。

4 第1項に規定する土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

5 何人も、第1項から第3項までの規定により設置された標識を知事の承諾を得ないで、移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(実地調査)

第154条 知事は、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、指定野生動植物種、指定野生動植物種保存地域若しくは郷土記念物の指定若しくはこれらの区域の拡張又はこれらに関する保全事業の執行に関して実地調査のために必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるものとする。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第155条 県は、第90条第4項、第91条第3項第5号、第96条第3項、第104条第3項第5号、第105条第3項若しくは第113条第1項ただし書の許可を得ることができないため、第90条第5項（第91条第4項、第96条第4項、第104条第4項、第105条第4項及び第113条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に条件を付されたため、又は第92条第2項、第97条第2項、第106条第2項若しくは第109条第2項の規定による処分を受けたため、損失を受けた者がある場合においては、当該者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、指定野生動植物種、指定野生動植物種保存地域若しくは郷土記念物の指定若しくはこれらの区域の拡張又は県が行うこれらに関する保全事業の執行に関し、前条第1項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(土地の買入れ)

第156条 県は、自然環境保全特別地区内、環境緑地保全特別地区内若しくは指定野生動植物種保存特別地区内の土地又は郷土記念物の所在する土地で、これらの区域の自然環境、緑地若しくは当該郷土記念物を保全し、又は指定野生動植物種を保存するために特に必要があると認めるものについて、これらの所有者から第90条第4項、第91条第3項第5号、第96条第3項、第104条第3項第5号、第105条第3項又は第113条第1項ただし書の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障を来すこととなることにより、これを県において買入れるべき旨の申出があった場合においては、これを時価で買入れるものとする。

2 県は、前項に規定する土地以外の土地で自然環境を保全するために特に必要があると認めるもののうち、県において買入れることにより、自然環境の保全がより達成できるものについては、これを買入れるように努めるものとする。

(市町の条例との関係)

第157条 この条例の規定は、市町が当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、環境の保全と創造に関し、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第158条 再生資源の利用の促進又は環境美化の促進に関し、第80条から第83条まで並びに第125条及び第126条の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における第80条から第83条まで並びに第125条及び第126条の規定の適用については、規則で定める。

2 工場等の敷地の緑化又は建築物及びその敷地の緑化に関し、第118条から第118条の3までの規定と同等以上

の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における第118条から第118条の3までの規定の適用については、規則で定める。

3 建築物環境性能評価に関し、第5章第2節の2の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における同節の規定の適用については、規則で定める。

第9章 罰則

(罰則)

第159条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等又は指定施設を設置した者
- (2) 第39条第1項の規定による許可を受けないで第36条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 第48条第1項の規定による命令に違反した者

第159条の2 第93条、第98条、第107条、第110条又は第114条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第160条 第45条又は第48条第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第160条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第90条第4項、第91条第3項、第96条第3項、第104条第3項、第105条第3項又は第113条第1項の規定に違反した者
- (2) 第90条第5項(第91条第4項、第96条第4項、第104条第4項、第105条第4項及び第113条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第161条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第35条第1項の規定(ばい煙、粉じん及び汚水に係るものに限る。)に違反した者
- (2) 第50条第1項又は第51条第3項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第162条 第92条第2項、第97条第2項、第106条第2項又は第109条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第162条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第92条第1項、第97条第1項、第101条第1項、第106条第1項又は第109条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第92条第4項、第97条第4項、第106条第4項、第109条第4項又は第153条第5項(同条第1項の規定により設置された標識に係るものに限る。)の規定に違反した者
- (3) 第151条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第152条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第154条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第163条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第38条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (2) 第40条第2項又は第67条の2の規定に違反した者
- (3) 第43条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第54条第2項、第58条第2項、第60条第2項、第61条第4項(第62条第3項、第63条第2項、第64条第2項及び第146条第2項において準用する場合を含む。)又は第67条の3の規定による命令に違反した者

第164条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第43条第2項、第44条、第57条第1項又は第59条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第46条第1項、第61条第1項若しくは第2項、第62条第1項若しくは第2項又は第72条第2項の規定に違反した者
- (3) 第151条第1項、第2項又は第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第152条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (5) 第152条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第165条 第41条、第42条第3項(第43条第4項において準用する場合を含む。)、第47条第1項若しくは第2項、第51条第2項又は第52条第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(両罰規定)

第166条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第159条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成7年12月規則第100号で、同8年1月17日から施行)ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第1章及び第2章(第12条第2項及び第3項を除く。)の規定 平成7年8月1日
(2) 第12条第2項及び第3項、第68条、第72条第2項、第3章第5節(第74条を除く。)、第4章第6節及び第7節、第128条から第131条まで、第143条、第6章第3節、第151条第3項(指定野生動植物種の保存及び土石の採取等に係る部分に限る。)及び第4項、第152条第2項(指定野生動植物種保存地域及び採取区域等に係る部分に限る。)及び第3項、第153条第1項(指定野生動植物種保存地域及び指定野生動植物種保存特別地区に係る部分に限る。)、第154条第1項(指定野生動植物種及び指定野生動植物種保存地域に係る部分に限る。)、第155条第1項(第90条第5項(第104条第4項及び第105条第4項において準用する場合に限る。))、第104条第3項第5号、第105条第3項、第106条第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。)及び第2項(指定野生動植物種及び指定野生動植物種保存地域に係る部分に限る。)、第156条(指定野生動植物種保存特別地区に係る部分に限る。)、第158条第1項(再生資源の利用の促進に係る部分に限る。)、第160条(第107条及び第110条に係る部分に限る。)、第161条第1項第3号(第104条第3項及び第105条第3項に係る部分に限る。))及び第4号(第90条第5項(第104条第4項及び第105条第4項において準用する場合に限る。))に係る部分に限る。)、第162条(第106条第2項及び第109条第2項に係る部分に限る。)、第163条第2号(第106条第4項及び第109条第4項に係る部分に限る。)、第3号(第106条第1項及び第109条第1項に係る部分に限る。))及び第4号(第61条第4項(第146条第2項において準用する場合に限る。))に係る部分に限る。)並びに第164条第2号(第72条第2項に係る部分に限る。)、第3号(第151条第4項に係る部分に限る。))及び第4号(第152条第3項に係る部分に限る。)の規定 平成8年7月1日

(公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 公害防止条例(昭和44年兵庫県条例第53号)
- (2) 自然環境保全条例(昭和46年兵庫県条例第52号)
- (3) 全県全土公園化の推進に関する条例(昭和60年兵庫県条例第12号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の公害防止条例第8条第1項の規定により定められた環境基準、同条例第9条第1項の規定により定められた規制基準、同条例第11条第1項第1号の規定により定められた特別基準、同条例第29条の2第1項の規定により定められた燃料使用基準及び原料基準並びに同条例第31条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準は、それぞれこの条例の相当規定により定められたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に廃止前の公害防止条例第10条第1項、第29条の2第1項、第30条第1項、第32条第1項、第33条第1項及び第33条の2第1項の規定により指定された区域は、それぞれこの条例の相当規定により指定されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に廃止前の自然環境保全条例第10条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第11条第1項の規定により指定された特別地区、同条例第12条第1項の規定により指定された野生動植物保護地区、同条例第16条第1項の規定により指定された環境緑地保全地域、同条例第17条第1項の規定により指定された特別地区、同条例第20条の2第1項の規定により指定された自然海浜保全地区及び同条例第21条第1項の規定により指定された郷土記念物は、それぞれこの条例の相当規定により指定されたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に廃止前の全県全土公園化の推進に関する条例第15条第1項の規定により指定された環境美化区域及び同条例第20条の規定により指定されたふるさとの緑等は、それぞれこの条例の相当規定により指定されたものとみなす。

7 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の公害防止条例、自然環境保全条例及び全県全土公園化の推進に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

8 廃自動車等の屋外の保管方法に関しては、施行日から平成8年6月30日までの間は、廃止前の全県全土公園化の推進に関する条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成10年12月21日条例第47号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附則(平成13年3月28日条例第12号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成13年12月20日条例第53号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成14年3月27日条例第17号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第101条第2項第3号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附則(平成14年6月14日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月29日から施行する。(後略)

附則(平成15年3月17日条例第20号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第90条第4項ただし書及び第100条第2項第2号の改正規定は公布の日から、同項第1号の改正規定は同年4月16日から施行する。

附則（平成15年10月10日条例第62号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第67条の2に規定する特定自動車で、初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第5条の規定により自動車登録ファイルへの登録を受けた日をいう。以下同じ。）がこの条例の施行の前日であるものについては、自動車の種別及び初度登録日について規則で定める区分に応じ規則で定める期間が経過するまでの間は、改正後の条例第67条の2の規定は、適用しない。

（検討）

3 知事は、平成20年度を目途として、改正後の条例第67条の2に規定する特別対策地域及び周辺地域における自動車の運行の状況、大気汚染の状況等を勘案し、改正後の条例の規定による規制の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（兵庫県税条例の一部改正）

4 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第24条第4項中「、第9項及び第10項」を「及び第9項から第11項まで」に改め、同条第10項中「又は第8項」を「、第8項又は第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第6項」の右に「、第8項」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 道路運送車両法第41条の規定により平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令附則第16条の2の6第2項に規定するもの（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上である自動車であつて自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第3号及び第4号に掲げる自動車以外のもの並びに同条第3号に掲げる自動車に限る。以下この項において「特定基準適合車」という。）の取得（第3項、第4項、第6項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第67条の2に規定する特定自動車（平成16年1月1日において現に県内（同条に規定する窒素酸化物等対策地域を除く。以下この項において同じ。）に主たる定置場を置いて当該特定自動車を現に使用する者が、当該特定自動車を引き続き県内に主たる定置場を置いて使用する場合における当該特定自動車に限る。以下この項において「特定自動車」という。）につき規則で定める日前（規則で定める期間内に限る。）に道路運送車両法第15条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該抹消登録に係る特定自動車に代わるものとして特定基準適合車を取得した場合（抹消登録に係る特定自動車に係る自動車の種別（環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（平成15年兵庫県条例第62号）附則第2項に規定する自動車の種別をいう。以下この項において同じ。）と当該特定自動車に代わるものとして取得した特定基準適合車に係る自動車の種別が同じものである場合に限る。）には、当該取得が次の各号の期間内に行われたとき限り、第157条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) 平成16年1月1日から平成17年3月31日まで 100分の1.9

(2) 平成17年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の1.5

(3) 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の1.2

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表82の部(18)の項ウ中「事務」の右に「（条例第67条の2に規定する特定自動車を運転し、又は使用する者及び条例第67条の4に規定する荷主等に係るものを除く。オにおいて同じ。）」を加える。

附則（平成16年10月8日条例第52号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成16年法律第109号）の施行の日から施行する。

附則（平成18年3月24日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第1条中環境の保全と創造に関する条例第142条の2第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する確認の申請を行っている第1条の規定による改正後の環境の保全と創造に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第118条の2第2項、第118条の3又は第118条の5第1項に規定する行為については、これらの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の環境の保全と創造に関する条例第118条の2第2項の規定による届出又は同条例第118条の3の規定による通知をしている行為については、改正後の条例第118条の2及び第118条の3の規定（建築物の敷地の緑化に関する部分に限る。）は、適用しない。

附則（平成22年3月19日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月17日条例第17号）

この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日から施行する。

附則（平成26年3月20日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第21条の4の2の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第113条の10第1項の承認を受けた者からの軽油の引取り（改正後の条例第101条第2項又は第102条第1項の規定により軽油の引取りを行ったものとみなされる軽油の納入、消費又は譲渡を含む。）に対して課すべき軽油引取税について適用する。

附則（平成26年6月12日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成27年6月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成28年3月23日条例第30号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附則（令和元年10月7日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。